飯豊町地区まちづくりセンター（分館）施設整備事業

飯豊町企画課

分館の修理などへの施設整備にかかる補助率について

　部落・自治会・地区内の公民館である、いわゆる「分館」については、各地域で管理運営を行っていただいております。

　各地域における部落等の世帯数が少ない分館においては、修理などを行うにも一戸あたりの負担額が多額になるなど、分館の維持管理が難しくなっている現状があります。

　そのため、部落等の世帯数が少ない分館において一戸あたりの負担額を軽減し、世帯数による負担の較差を平準化するため、**増築、一部改築または修理のための工事について、世帯数の規模に応じた補助率としています。**

　世帯数の区分と補助率は下表のとおりです。

　なお、年度ごと町予算の範囲内で補助金の交付申請を受付しており、予算額に限りがあります。

　修理などの工事全般を広く補助対象としております。

　ご不明の点などは、お気軽にお問合せください。

■分館の増築・一部改築・修理工事に対する補助率

変更後	
分館内における世帯数区分	補助率
２０世帯　以下	40/100　以内
２１世帯　～　４０世帯	35/100　以内
４１世帯　～　６０世帯	30/100　以内
６１世帯　以上	25/100　以内

注１　工事は、補助金の交付が決定された後に着手していただきます

注２　補助金の交付決定以前に、工事に着手した場合は、補助金の対象にできません

注３　15万円以上の工事が、補助金の対象です。その他、事業の要件などは、お気軽にお問合せください

the most beautiful villages in japan

飯豊町
山形県

●お問合せ先
飯豊町企画課まちづくり室
☎　87-0521